



注

- 1 省令第8条第1項第1号の2に規定する一般事業主にあつては、表示の中の星は一つとし、色彩は黄丹色とする。ただし、黄丹色とすることが不適当な場合にあつては、全体として黒色としてもよい。
- 2 省令第8条第1項第2号の2に規定する一般事業主にあつては、表示の中の星は二つとし、色彩はポピーレッド色とする。ただし、ポピーレッド色とすることが不適当な場合にあつては、全体として黒色としてもよい。
- 3 省令第8条第1項第3号の2に規定する一般事業主にあつては、表示の中の星は三つとし、色彩はマゼンダ色とする。ただし、マゼンダ色とすることが不適当な場合にあつては、全体として黒色としてもよい。